

平成 30 年 1 月 31 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
(コード番号 : 8303 東証第一部)

東京国税局から更正処分を受ける可能性について

当行は、平成 28 年 8 月より国税当局の税務調査を受けておりましたところ、平成 26 年 3 月期中の特定の取引に関連して、同期における当行の法人所得および法人税の納付額について、国税当局との間で見解の相違が生じており、今後、更正処分を受ける可能性がありますので、お知らせします。同取引に関連して更正処分を受けた場合の更正による納税額は、法人税その他を含め、最大約 160 億円となる可能性があると認識しております。

しかしながら、当行はこれまで適正な申告・納税を行ってきたものと考えており、仮に更正処分通知を受けた場合には、速やかに不服申立てに関する所要の法的手続を行う予定です。

なお、国税当局から更正処分通知を受ける見込みとなった場合には、その時点で法人税等の見積費用計上を行うことが必要となりますので、業績予想修正などの必要な適時開示を行います。

以 上

お問い合わせ先
新生銀行 グループ IR・広報部
高橋、江口
Tel.03-6880-8303